

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	原子炉停止操作において、停止操作の過程で本来消灯すべき起動領域中性子束モニタチャンネル(A)の動作不良を示すランプが点灯していたため、当該モニタを点検・修理	2月22日公表済(PDF110kB)
2	3号機	原子炉停止操作において、起動領域中性子束モニタチャンネル(H)の指示のみが大きく変動し「原子炉自動スクラムB系」及び「起動領域中性子束モニタB系高高」の警報が発生したため、当該モニタを点検・修理	2月22日公表済(PDF110kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	所内ボイラ薬液注入ポンプ出口リリーフ弁の点検時、弁棒及びスプリングシートに腐食が認められたため、当該弁を交換	
2	2号機	屋外海水配管ダクトドレンサンプルポンプ付近のページング装置において、拡声及び通話不良(CH1)が認められたため、当該装置を点検・修理	
3	2号機	廃棄物処理建屋地下補給水系取出弁(V-20-5576)において、シートリーク(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理	
4	3号機	計装用空気系空気圧縮機の点検時、ピストンリング(カーボン製)に損傷が認められたため、ピストンリングを交換	
5	3号機	タービン建屋高圧復水ポンプ出口配管の配管支持構造物H鋼(1箇所)に亀裂が認められたため、当該支持構造物を修理	
6	5号機	当社承認図書の「予めの溶接事業者検査計画書」変更にあたり、請負企業から当社への変更承認手続き漏れが確認されたため、関係者へ周知及び対応検討	
7	5号機	廃棄物地下貯蔵設備給気ファンバイパスダンパ操作時、操作機構の一部に折損が認められたため、操作機構を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	6号機	タービンリフトポンプ(LPM-6)電動機の点検時、ブラケットハウジング部及びシャフト軸受部に摩耗等が認められたため、当該部を修理	
9	6号機	制御棒駆動水圧ユニットのアクュームレータ漏えい検出器点検時、動作不良(計6台)が認められたため、当該検出器を交換	
10	6号機	復水前置ろ過器現場操作盤の点検時、再生工程計時表示器固定用取付金具に破損が認められたため、当該取付金具を交換	
11	6号機	原子炉隔離時冷却ポンプ室の局所空調機(AH6-4)において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
12	6号機	原子炉建屋南側2重扉のドアストッパーにおいて、ゴムブッシュ部の外れ(内外2箇所)が認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで